

評議員会議事録

- 1 開催日時 平成25年9月10日(火)午後3時30分～
- 2 開催場所 大阪国際交流センター3階 中会議室 銀杏
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます、総務部庶務課副主幹の真鍋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の出席状況でございますが、評議員定数51名、現在員数49名、本日の出席26名、書面による出席18名、出席者合計44名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第7項の規定によりまして、本会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

まず、はじめに、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あ い さ つ)

司 会 今回、新たに評議員にご就任いただきました大阪市民生保健委員会委員長の長尾秀樹評議員につきましては、本日、所用のためご欠席でございます。

それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第6項の規定により、その都度選任することになっております。こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということでございますので、議長を鶴見区社会福祉協議会の木村会長に議長をお願いいたします。

木村議長 まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議事録の署名人は、生野区社協会長の房本評議員と淀川区民生委員協議会長の福岡評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

<議 案> 平成25年度補正予算(案)について

木村議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

今回の補正は、平野区喜連東社会福祉協議会高齢者食事サービス事業補助金の不正受給に伴う補助金返還金にかかる利息及び加算金の支出でございます。

まず、市社協事務局から事実経過について説明させていただき、その後、大阪市民福祉局から説明を聞いたうえで、ご審議をお願いいたします。

なお、平野区社会福祉協議会の垣内会長におかれましては、本議案に関連する利害関係人という位置づけですので、別室に待機いただいております。

では、事務局から説明してください。

橋本次長 事務局次長の橋本でございます。

資料－２をご覧ください。

まず、大阪市高齢者食事サービス事業でございますが、１２ページに概要をまとめてございます。

今年度から、各区単位での実施となっておりますが、今回の事案の原因となりました当時の、補助金の流れにつきましては、下段にございますように、食事サービス委員会を立ち上げて事業を実施していただいている地域社会福祉協議会から各区社会福祉協議会に申請していただき、各区社会福祉協議会は大阪市社会福祉協議会に申請し、これを基に大阪市社会福祉協議会は大阪市に対して申請を行うこととなっております。

この申請に基づく補助金の交付につきましては、申請の流れと逆に、大阪市は大阪市社会福祉協議会に対して交付し、大阪市社会福祉協議会は各区社会福祉協議会に、各区社会福祉協議会は地域社会福祉協議会に補助金を交付することとなっております。

この間の事実経過について、説明させていただきます。

資料－２の１ページは、この間の経過を時系列に整理したものでございます。

まず、原因となっております平成２０年の経過でございますが、平成２０年８月２８日に、２ページの別紙１のとおり、大阪市から平成１５年度から平成１９年度に大阪市が交付した大阪市高齢者食事サービス事業補助金のうち、「喜連東社会福祉協議会の食事サービス事業」の補助金の適正な執行が確認できなかったことにより、交付決定の一部を取り消し、大阪市長から補助金の交付先である大阪市社会福祉協議会に対して返還請求がございました。

これを受けまして、別紙２のとおり、市社協からの補助金の交付先であります平野区社協に対しまして返還請求を行ったものでございます。返還請求額は１６，４４２，９００円でございます。

また、返還金額欄のカッコ書きにございますように、「生ずる加算金の額については、返還金納付後別途通知する。」となっておりますことから、９月１８日に開催いたしました大阪市社会福祉協議会理事会、評議員会におきましては喜連東食事サービス事業補助金返還のための補正予算として返還金１６，４４２，９００円に加え、加算金を４８０万円と見込んで計上し、承認いただきましたものでございます。当時の理事会並びに評議員会の議事内容につきましては、別紙３及び別紙４に抜粋をお付けしております。大阪市からの返還命令通知に記載の返還期限でございます平成２０年９月３０日に大阪市社会福祉協議会は大阪市に対し返還金額全額１６，４４２，９００円を返還いたしました。その後、「返還金納付後別途通知する」との通知を受け、補正予算を組みました加算金につきましては、大阪市から通知がございませんでした。当会といたしましては、予算執行のための原因書類が整わないことから加算金の執行が出来なかったものでございます。当然、平野区社協に対しましても当時、加算金の請求はいたしておりません。

なお、市社協から平野区社協に返還請求いたしました補助金１６，４４２，９００円につきましては、同年１１月２８日に区社協から市社協に全額が返還されております。

今年、平成２５年８月２６日付けで、１０ページの別紙５にございますように、大阪市から大阪市社会福祉協議会あて、平成２０年９月３０日に大阪市に返還いた

橋本次長 しました平成15年度から平成19年度大阪市高齢者食事サービス事業補助金返還金にかかる利息及び加算金について、3,015,554円の請求があったものでございます。

以上、事実経過につきましてご説明申しあげました。

木村議長 続いて、大阪市福祉局から説明をお願いします。

久保部長 大阪市福祉局高齢者施策部長の久保でございます。

平素は、大阪市の福祉行政の各般にわたり、多大なご協力を賜りありがとうございます。まず、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本来でありましたら、福祉局長の西嶋が出席すべきところですが、本日は市会本会議が開催されており、出席が適いませぬことをご容赦いただきたく思います。

それでは本日の議案であります、平成25年8月26日付けで大阪市から大阪市社会福祉協議会に対して請求しました、高齢者食事サービス事業にかかる加算金等3,015,554円についてご説明をさせていただきます。

まず、請求にかかる経過でございますが、平成20年度に平野区の喜連東地域社協で実施しておりました高齢者食事サービス事業について、その年の4月23日に公益通報、さらに同年6月20日に大阪市公正職務委員会からの調査勧告を受け、大阪市社会福祉協議会、平野区社会福祉協議会とともに現地調査を行ったところでございます。その結果、当時の喜連東地域社協の会長及び関係者の証言者や、5年間の保存を義務付けている証憑書類のほとんどを廃棄しているため食数の確認はできないものの、老人憩いの家などで会食サービスが行われていた事実は一部確認いたしました。また、配食サービスについては、実施されていたという事実は確認できませんでした。

このような、結果を踏まえ、一部の書類等から認められる補助金を推計し、既に交付した補助金との差額の会食・配食サービスの合計額の、約1,644万円について、平成20年8月28日付けで返還請求をおこなったものでございます。

なお、返還金及び加算金については大阪市、市社協、区社協で議論しながら取組を進めたところでございまして、返還に伴う加算金等についても、各法令に照らし返還金が発生する以上、請求せざるを得ないということについては、大阪市として当時決定しており、当時の市社協の理事会・評議員会では加算金等も含めて返還についてご承認をいただいているところでございます。

この返還請求を受け市社協から平成20年9月30日付けで大阪市に対して返還金を納付いただいたところでございまして、その後、喜連東地域社協からは、区社協に対して同額の返還があったところでございます。

しかしながら、加算金等については、当時は、まず第一に1,600万円余りの返還金の支払いを行っていただく必要があること、またその金額も巨額であることなどから別途通知をするとさせていただき、請求を留保いたしていたところでございます。

改めて言うまでもございませんが、本事業については、昭和47年度に1つの地域社協で事業が開始されて以降、現在では市内約300地域で実施している事業でございます。高齢者の生きがいづくりだけでなく、地域との交流や安否確認、ボランティアの育成・活動などを通じた地域コミュニティづくりに貢献する事業として、大変大きな役割を果たしていただいていると認識しております。そういったことなどから、事業の停滞をできるだけ避ける点からも、加算金等の請求については地域

久保部長 の混乱が収まるまで留保してきたところをごさいますて、いつ請求するかについては地域の実情をみながら決定することとしたところをごさいます。

その後、請求時期について、市としての決定が遅れた点については、大変申し訳なくお詫び申しあげます。なお、加算金等の金額は補助金返還額に対してかかるものであり、補助金返還があった、平成20年9月30日で確定しており、その後、現在まで金額の増加はごさいますせん。

しかしながら、加算金等については、本市の適正な債権の取り扱いや法的な観点からも時効までの間に請求する必要があることから、この度、平成25年8月26日付けで、市社協あてに請求したところをごさいます。

様々な状況の中、請求時期の決定が遅れたましたことについては、重ねてお詫び申しあげますが、何卒本件につきましてご理解・ご了承をいただきたいと思ひます。

大阪市からの説明については、以上をごさいます。何卒よろしくお願ひ申しあげます。

木村議長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

平田評議員 なぜ、請求時期が遅れたのかももう少し詳しく説明してください。

久保部長 言い訳にはなりますが、当時につきましては、まずは地域の混乱を早く治め、高齢者にとって有意義な事業である食事サービス事業を再開したいということでごさいます。新役員体制で、再度、食事サービス事業が再開されるまでに約1年以上かかってごさいます。その後、約1年間の検証をふまえ、収支状況等見ましたが、そういったことから申しますと、23年度あるいは24年度に大阪市としては一定の判断をすべきであったところが、遅れていたということで、お詫びを申しあげます。

平田評議員 なぜ、遅れたのですか。

久保部長 私どもがきっちり精査できずに、そのままずると遅くなってしまったということが原因でごさいます。判断が遅れたのは、私どもの責任でごさいます。誠に申し訳ごさいますせんでした。

木村議長 他にご質問ごさいますせんか。

榊井評議員 補助金については返還されているのですか。

橋本次長 補助金については平成20年度に市社協から大阪市へ返還しており、今回はこの補助金返還にかかる加算金等ということでごさいます。同年、平野区社協から市社協へ同額返還されており、喜連東地域社協から平野区社協へ返還されております。

木村議長 他にご質問ごさいますせんか。

ご意見・ご質問がないようでごさいますので、平成25年度補正予算(案)について説明してください。

橋本次長

平成25年度2次補正予算（案）についてご説明申しあげます。

今般の補正予算は先程ご審議いただきました「平野区喜連東社会福祉協議会の平成15年度から平成19年度の大阪市高齢者食事サービス事業補助金返還金にかかる利息及び加算金を大阪市へ返還するため」のものでございます。

なお、今回の返還金については過年度分に対する加算金のため、当該年度の収支活動を表す「経常活動による収支」に計上でないため、「施設整備による収支」として計上しております。

お手元の資料-1「平成25年度2次補正予算書（案）」の2・3ページ、平成25年度2次補正収支予算書（法人運営事業）をお開きください。

3ページの上から5行目、大阪市へ返還するため、返還金支出として301万6千円の増額補正になります。

同時に平野区社協へ利息及び加算金の返還請求をおこなうため、上から2行目、返還金収入についても301万6千円の増額補正となります。

以上により、1ページに戻りまして「平成25年度2次補正予算総括表」でありますが、補正後の当期収入額につきましては、（1）経常収入計55億6,295万2千円、（4）施設整備等収入計301万6千円、（7）財務収入計3億714万3千円、を合計した58億7,311万1千円補正後の当期支出額につきましては（2）経常支出計56億9,697万円、（5）施設整備等支出計319万6千円、（8）財務支出計2億4,683万6千円、（10）予備費1,038万7千円を合計した59億5,738万9千円でございます。

今回の補正は収入、支出とも同額のため、当期資金収支差額合計は、予算現額から変化はございません。

以上、平成25年度2次補正予算案について、ご説明申しあげました。なにとぞ、よろしく審議の程、お願い申しあげます。

木村議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、本議案は、原案どおり決定します。

予定の議案は、以上ですが、その他で、報告をお願いします。

山中部長

総務部長の山中でございます。

お手元にお配りしています「大阪市社会福祉協議会の職員構成」の資料をご覧ください。

5月28日に開催しました前回の評議員会において、市社協職員数の推移につきまして、ご報告申しあげたところでございますが、本日は、本会固有職員の構成につきまして、ご説明申しあげます。

平成25年8月1日現在で、固有職員516人が在職していますが、5歳ごとの年齢別で見ますと、56歳から60歳までが138人で、全体の27%、51歳から55歳については、117人で全体の23%となっており、50歳の25人を加えますと、全体の約54%が50歳以上となっております。

このまま推移いたしますと、10年後の平成35年度では、固有職員は261人と半減し、さらに、退職する職員の内訳を見ますと、社会福祉士、保健師・看護師、

山中部長 介護支援専門員等の有資格者の退職比率が高くなっております。

社会福祉協議会は、市民へのサービスが低下することがないように、組織的で多様な専門性を有する人材を確保する必要があり、加えて、地域福祉の中核を担う組織として活力を維持し、専門性を確保していくためにも、次代を担う若手職員を養成する必要がございます。

このような状況から、本会としましては、平成26年度の大阪市からの公募事業の内容が不確定な要素もありますが、平成23年度をもって停止しておりました職員採用の再開について検討してまいりたいと考えております。

以上、本会固有職員の構成状況につきまして、ご説明申しあげました。

木村議長 ただ今の報告について、なにかご質問等ございませんか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本日ご審議いただく案件等は、全て終了いたしました。

ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

ここで、議長役を終わらせていただきます。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。